

歩きたばこは、生駒市条例違反です！

2018.9

回 覧

防犯パトロールで110個（4月～8月）もの吸殻を拾いました。

生駒市

歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例

平成29年10月1日施行



条例の制定背景・目的

歩きながらの喫煙は、すれ違う人に火傷を負わせたり、衣服を焦がしてしまったりする可能性がある大変危険な行為で、他者のたばこの煙による健康被害も懸念されています。

本市では、このような問題を未然に防止することによって、喫煙する人としらない人がお互いに安全で快適に過ごせる生活環境を確保するためこの条例を制定しました。

本条例に係る用語の解説

用語の意味

歩きたばこ

公共の場所において、歩行中に喫煙したり、歩行中に火のついたたばこを所持すること

路上喫煙（止まってる喫煙）

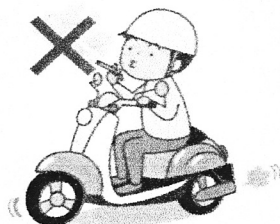
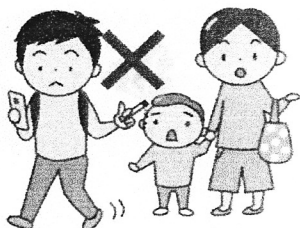
公共の場所において、同一の場所にとどまって喫煙したり、火のついたたばこを所持すること

公共の場所

道路、広場、公園その他の不特定多数の人が利用する場所
（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）

歩きたばこ禁止

市内全域の公共の場所での歩きたばこを禁止します。



路上喫煙の制限

下記条件を満たさなければ路上喫煙することはできません。

- ・他者の通行の妨げとならない場所に停止する。
- ・自らの喫煙により他人に煙を吸わせないようにする。
- ・吸い殻入れを使用する。

